

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年8月26日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付する事項

(1) 業務名

北海道新幹線を活用した閑散期における広域周遊観光促進事業委託業務

(2) 業務の目的

本道観光の閑散期における北海道新幹線の利用促進及び北海道新幹線開業効果の全道波及を図るため、北海道新幹線新函館北斗駅を起点、道内空港を終点とし、晩秋の北海道の魅力をふんだんに盛り込んだ広域周遊観光モデルルートを複数作成の上、当該ルートを巡る取材旅行を実施し、リアルタイムの情報発信を行うとともに、その成果を次年度以降にも継続させるため、当該情報を掲載した観光パンフレットを作成する。

(3) 業務の内容

ア 広域周遊観光モデルルートの作成

- (ア) 旅客ターゲットは東北新幹線沿線在住者とし、青函トンネルを通過して本道に上陸し、新函館北斗駅を旅の起点とする設定とすること。
- (イ) 旅行の範囲を道南圏にとどまらず、道内広域周遊観光に結びつける観点から、旅の終点は道内空港とする設定とすること。
- (ウ) 所要日数は1泊2日、2泊3日をそれぞれ1以上とすること。
- (エ) 上記の起終点を結ぶモデルルートにおいて、晩秋の北海道の魅力に焦点をあてた観光スポットを多数設定すること。
また、通過点となる道南圏についても、観光スポットも盛り込むこと。
- (オ) 移動手段は問わないが、多様な移動手段を用いること。
また、移動の過程そのものについても本道観光の魅力として捉え発信すること。

イ 取材旅行の実施と情報発信

- (ア) 上記(1)で作成したモデルルートについて、晩秋の時期（10月下旬～11月頃）に現地取材を実施し、Twitter、YouTube、Instagram等のSNSアカウントを開設し、リアルタイムに情報を発信すること。なお、情報拡散に資するため、道は、道の有するSNSアカウント、道ホームページにリンクを行う予定。
- (イ) 取材中は、当初計画になかったものであっても、いわゆる「映える」画像を積極的に撮影し、情報発信すること。

ウ パンフレットの作成

上記イの取材で得た情報を掲載した観光パンフレットを1000部作成し道に納品すること。

エ 事業報告書の作成

本事業で実施した内容についてとりまとめた報告書を作成する。なお、報告書は、紙媒体（A4版）30部及び電子媒体一式とする。

オ その他

(3) ア～ウの実施にあたっては、委託者と連絡を密にしながら調整を行い、臨機応変に対応すること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で取材旅行の実施が困難になった場合の代替策についても、あわせて提案すること。

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年2月28日（火）まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、前記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限 令和4年9月9日（金）12:00（必着）

イ 提出場所 北海道総合政策部交通政策局交通企画課（担当：浅井）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011-231-4111（内線23-814）

- ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。
(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

令和4年8月26日（金）から9月9日（金）まで

(2) 交付場所

前記3の（1）のイに同じ。

ただし、交付期間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前8時45分から午後5時30分までとする。

なお、北海道のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/index.htm>）からもダウンロードすることが出来る。

5 企画提案書の提出期限及び場所

- (1) 前記3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリング審査への出席を要請する。

- (2) 前記（1）の提出要請を受けた者は、次のアからウに定めるところにより、企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限 令和4年9月26日（月）12:00（必着）

イ 提出場所 前記3の（1）のイに同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）とする。

6 提出の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者のした提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者からの企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を行い、選定基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、各審査項目の合計得点を標準点以上とした審査委員が過半数を超え、かつ、すべての審査委員が選定に合意した1者を選定する。

なお、企画提案書の提出が多数ある場合には、審査会において、企画提案書の内容の審査及び評価を行い、当該業務の内容に適すると認められるおおむね10程度のヒアリング審査参加者を選定する。

8 契約手続き

選定された企画提案書を作成した者を見積書聴取の相手方に決定したときは、別途、財務会計法令の規定により契約手続きを行う。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

- (2) 無効となる参加表明書又は企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの。

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非選定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。